

# 2024 FURUSHIN DISCLOSURE

古川信用組合の現状

令和6年度 上半期  
ディスクロージャー誌





# 経営情報(半期情報の開示)について

令和6年度上半期(令和6年4月1日～令和6年9月30日)における経営情報(半期情報の開示)についてお知らせいたします。

## ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご愛顧を賜り心より厚くお礼申し上げます。

令和6年9月期の経営状況等の概要をとりまとめた、「令和6年度上半期ディスクロージャー誌」を作成いたしましたので、ご高覧賜り当組合への理解を深めていただければ幸いです。

当期におきましては、金融正常化に向け利上げが開始されたことや、株価や為替相場の値動きが激しく不安定なことなどにより、経済の見通しがつきにくい状態が続いております。

当組合はお客様の支援に重点を置き、多様なニーズにきめ細かく対応することで「ふるしん」の存在意義を発揮し地域の皆様の発展に貢献できますよう一層の努力をしております。

今後も変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



理事長 高橋 猛敏

令和6年11月

## 預金・貸出金の状況

単位:百万円

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

区 分		令和5年9月末	令和6年9月末
預 金 残 高	期 末	67,927	68,175
	期 中 平 均	67,358	66,623
貸 出 金 残 高	期 末	47,571	48,189
	期 中 平 均	46,898	47,320

## 貸借対照表(主要勘定)

単位:百万円

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

科 目	令和5年9月末	令和6年9月末	科 目	令和5年9月末	令和6年9月末
( 資 産 の 部 )			( 負 債 の 部 )		
現 金	1,598	2,072	預 金 積 金	67,927	68,175
預 け 金	12,670	15,235	当 座 預 金	202	113
有 価 証 券	8,294	6,406	普 通 預 金	31,377	32,116
国 債	3,926	2,460	貯 蓄 預 金	138	136
地 方 債	1,459	1,643	別 段 預 金	46	405
社 債	2,597	2,096	納 税 準 備 預 金	35	34
株 式	30	30	定 期 預 金	33,391	32,640
その他の証券	282	176	定 期 積 金	2,736	2,728
貸 出 金	47,571	48,189	そ の 他 負 債	153	1,584
割 引 手 形	36	31	代 理 業 務 勘 定	—	0
手 形 貸 付	2,776	3,268	諸 引 当 金	92	81
証 書 貸 付	44,016	44,392	繰 延 税 金 負 債	—	—
当 座 貸 越	742	497	債 務 保 証	28	17
そ の 他 資 産	472	449	負 債 の 部 合 計	68,201	69,859
有 形 固 定 資 産	974	936	( 純 資 産 の 部 )		
(うち建物)	( 610 )	( 598 )	出 資 金	1,771	1,789
(うち土地)	( 219 )	( 219 )	資 本 剰 余 金	38	38
無 形 固 定 資 産	5	4	利 益 剰 余 金	739	747
繰 延 税 金 資 産	—	—	利 益 準 備 金	83	90
債 務 保 証 見 返	28	17	特 別 積 立 金	420	450
貸 倒 引 当 金	△ 1,134	△ 1,121	当 期 未 処 分 剰 余 金	236	206
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 270	△ 243
			純 資 産 の 部 合 計	2,278	2,331
資 産 の 部 合 計	70,480	72,190	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	70,480	72,190

## 損益計算書

単位:百万円

科 目	令和5年9月末	令和6年9月末
経常収益	714	681
資金運用収益	546	559
役員取引等収益	25	47
その他業務収益	1	1
その他経常収益	140	71
経常費用	562	561
資金調達費用	6	10
役員取引等費用	82	83
その他業務費用	0	-
経常費用	452	440
その他経常費用	20	26

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

科 目	令和5年9月末	令和6年9月末
経常利益	151	119
特別利益	-	-
特別損失	0	9
税引前当期純利益	151	110
法人税等	1	1
当期純利益	149	108

## 自己資本比率(国内基準)

単位:%

令和5年9月末	令和6年9月末
6.95	6.89

## 業務純益の状況

単位:百万円

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

令和5年9月末	令和6年9月末
32	74

## 有価証券の時価状況

### ◎満期保有目的の債券で時価のあるもの

単位:百万円

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

	令和5年9月末					令和6年9月末				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	-	-	-	-	-	193	195	1	1	-
地方債	-	-	-	-	-	200	199	0	-	0
社債	1,000	1,003	3	7	4	1,100	1,097	△2	4	△6
合計	1,000	1,003	3	7	4	1,493	1,492	△1	6	△7

### ◎その他有価証券で時価のあるもの

単位:百万円

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

	令和5年9月末					令和6年9月末				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち益	うち損
株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券	6,982	7,249	△267	16	△283	4,706	4,940	△235	2	△237
国債	3,926	4,192	△266	5	△271	2,266	2,493	△226	-	△226
地方債	1,459	1,457	1	9	△8	1,443	1,447	△4	2	△6
社債	1,597	1,600	△2	1	△4	996	1,000	△3	0	△4
その他	282	285	△3	3	△6	176	185	△8	0	△8
合計	7,264	7,535	△270	19	△290	4,882	5,126	△243	3	△246

## 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

単位:百万円,%

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

区 分		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)	引当率(C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年9月末	1,115	525	590	100.00	100.00
	令和6年9月末	1,204	573	631	100.00	100.00
危険債権	令和5年9月末	2,293	1,204	188	60.76	17.33
	令和6年9月末	2,424	1,351	162	62.43	15.14
要管理債権	令和5年9月末	287	99	21	42.10	11.43
	令和6年9月末	213	78	21	46.64	15.69
三月以上延滞債権	令和5年9月末	27	21	2	86.01	34.83
	令和6年9月末	0	0	0	0.00	0.00
貸出条件緩和債権	令和5年9月末	259	77	19	37.43	10.67
	令和6年9月末	213	78	21	46.64	15.69
小計	令和5年9月末	3,696	1,829	800	71.15	42.87
	令和6年9月末	3,843	2,003	814	73.33	44.29
正常債権	令和5年9月末	43,936				
	令和6年9月末	44,389				
合計	令和5年9月末	47,632				
	令和6年9月末	48,232				

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く)です。3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く)です。5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く)です。6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く)です。7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は買貸借契約によるものに限る)です。10.金額は決算後(償却後)の計数です。

掲げるものを除く)です。5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く)です。6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く)です。7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は買貸借契約によるものに限る)です。10.金額は決算後(償却後)の計数です。

# 偽造・盗難キャッシュカード対策

当組合は、お客様に安心してご利用いただくために、以下の対策に取り組んでおります。

## 暗証番号の安全対策

- お客様自身によるATMでの暗証番号変更を可能としております。
- ATM画面の覗き見防止策として、覗き見防止フィルターを画面に貼付しております。
- ATM操作中に後方を確認できるミラーを取付けております。
- 防犯ビデオが常時作動しております。

## 被害拡大防止対策

- 一日あたりのATM引出し限度額を法人のお客様は200万円、個人のお客様は100万円に設定しております。
- 一回あたりのATM引出し限度額を50万円に設定しております。

## その他

- お客様へは、当組合ホームページ、チラシ等で、偽造・盗難キャッシュカードの対応についての注意喚起を常時掲載しております。

## 【キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先】

万一、暗証番号を他人に知られたり、キャッシュカードが盗難・紛失にあった場合には、下記の緊急連絡先までご連絡ください。また、キャッシュカードの盗難・偽造被害に遭われた際には、最寄りの警察にも届出てください。

受付曜日	受付時間帯	連絡先電話番号	連絡先名称
平日	0:00～ 8:45	047-498-0151	信組ATMセンター
	8:45～17:30	各お取引店の電話番号	各お取引店
	17:30～24:00	047-498-0151	信組ATMセンター
土曜日 日曜日 祝日	0:00～24:00	047-498-0151	信組ATMセンター

# 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

## ● 苦情処理措置

ご契約内容や商品に対する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

窓 口 古川信用組合総務部リスク統括課  
電話番号 0229-21-7666  
受付日 月曜日～金曜日(土日、祝日および当組合の休業日は除く)  
受付時間 9:00～17:00

また、当組合ホームページ「ご意見・お問い合わせ」をご覧ください。  
ホームページアドレス <https://www.furushin.co.jp>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。  
一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所(電話:03-3286-2648)  
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(電話:0570-022808)

## ● 紛争解決措置

仙台弁護士会 紛争解決支援センター(電話:022-223-1005)、東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 仲裁センター(電

話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249) 上記弁護士会にて紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当組合リスク統括課またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

- ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

窓 口 一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所  
電話番号 03-3567-2456  
受付日 月曜日～金曜日(土日、祝日および信用組合の休業日を除く)  
受付時間 9:00～17:00

# 店舗一覧および現金自動機器設置状況

項目	住所	電話番号	ATM
本部	〒989-6165 大崎市古川十日町7番8号	0229-22-1069	—
本店	〒989-6165 大崎市古川十日町7番8号	0229-22-1845	2台
涌谷支店	〒987-0005 遠田郡美里町北浦一丁目52番地	0229-32-5038	—
中新田支店	〒981-4261 加美郡加美町字町裏208番地4	0229-63-3432	1台
吉岡支店	〒981-3632 黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目5番地の1	022-345-5131	1台
鳴子支店	〒989-6822 大崎市鳴子温泉字新屋敷126番地の6	0229-83-3243	1台
小牛田支店	〒987-0005 遠田郡美里町北浦一丁目52番地	0229-32-5038	1台
岩出山支店	〒989-6165 大崎市古川十日町7番8号	0229-22-1845	—
古川南支店	〒989-6157 大崎市古川栄町13番9号	0229-24-3888	1台
泉中央支店	〒981-3133 仙台市泉区泉中央三丁目34番地6	022-771-2780	1台
〈店外ATM〉			
本店岩出山出張所	〒989-6436 大崎市岩出山字二ノ構92番地		1台
小牛田支店涌谷出張所	〒987-0162 遠田郡涌谷町字本町103番地		1台

■ 営業地区: 大崎市・仙台市・富谷市・多賀城市・塩竈市・黒川郡・加美郡・遠田郡・宮城県利府町・石巻市河南地区・登米市豊里地区(令和6年9月30日現在)

